

やまぐち森林づくり推進協議会

第3回会議資料

平成27年1月26日

山口県農林水産部 森林企画課・森林整備課

目 次

I これまでの検討状況について

- 1 県民アンケート調査結果の概要 …………… p. 1
- 2 市町意見聴取結果の概要 …………… p. 4
- 3 やまぐち森林づくり推進協議会の開催概要 …………… p. 5

II 第3期対策（案）について

- 1 趣旨 …………… p. 6
- 2 第3期対策（案） …………… p. 6
- 【参考資料1】課税方式・税額 …………… p. 8
- 【参考資料2】取組概要 …………… p. 9

III これまでの経過と今後のスケジュール …………… p. 10

I これまでの検討状況について

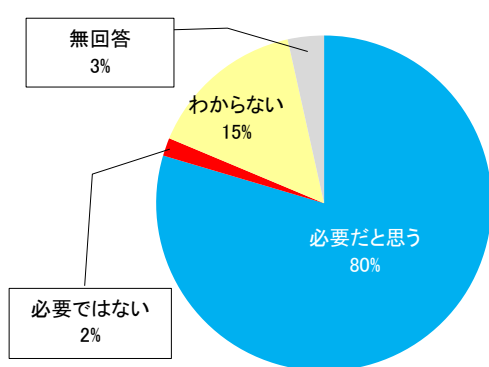
1 県民アンケート調査結果の概要

【対象】 20歳以上の個人 921人，企業 800社

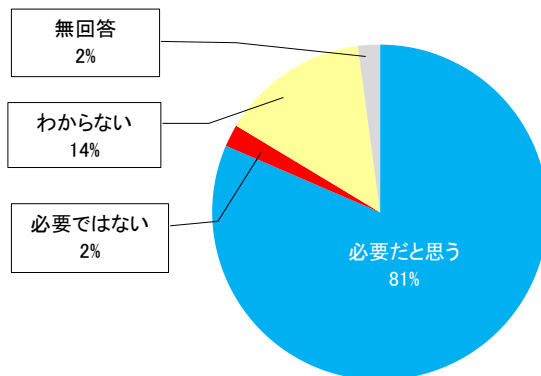
【実施期間】 平成26年9月22日～10月15日

【回答率】 個人 44%，企業：59%

(問) 荒廃森林の再生のための取組について

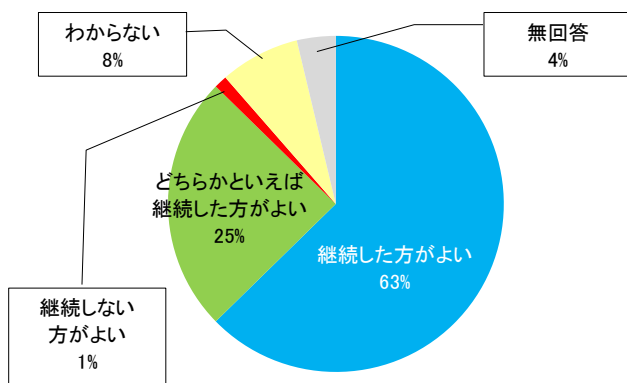


【個人】

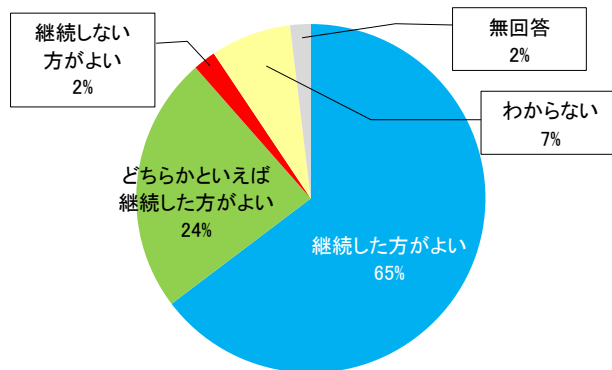


【企業】

(問) 県民税の継続について

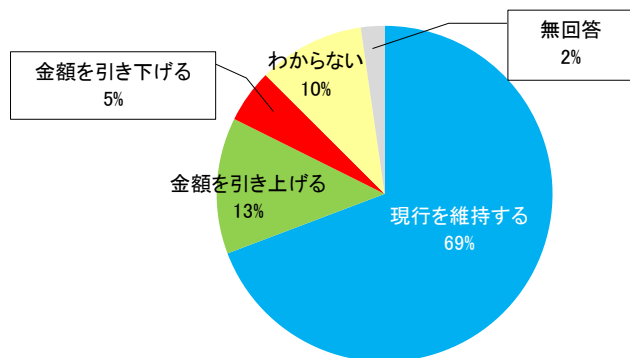


【個人】

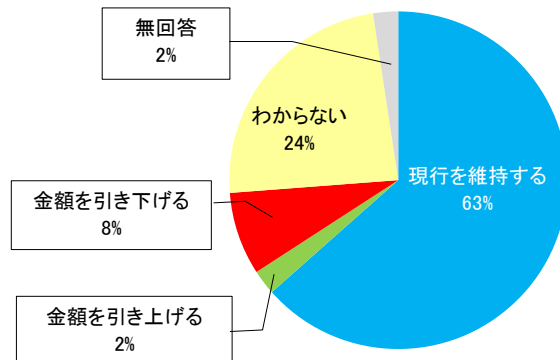


【企業】

(問) 県民税の額について



【個人】



【企業】

(問) 制度を継続した場合、引き続き実施すべきと思われる事業について

事業名	個人	企業
1 公益森林整備事業 (荒廃したスギやヒノキ人工林の再生)	73%	74%
2 竹繁茂防止緊急対策事業 (生い茂った竹林の整備)	85%	81%
3 魚つき保安林等海岸林整備事業 (松くい虫や台風などの被害を受けた海岸林の整備)	57%	53%
4 豊かな森林づくり推進事業 (荒廃アカマツ林の整備など)	58%	53%
5 森林づくり活動支援事業 (森林ボランティア活動への支援)	56%	50%
6 豊かな森林づくりのための周知活動	54%	46%
無回答	2%	2%

※県民税を「継続した方がよい」、「どちらかといえば継続した方がよい」を選択した回答者における選択内訳(複数選択有り)

(問) 制度を継続した場合、現行事業以外に取り組んだ方が良いと考えられる事業について

区 分	具体的な主な意見	件 数	
		個人 (88)	企業 (62)
山地災害防止	○各地で大雨等の被害が出ており、防災対策上、森林整備事業が必要。 ○山口県の地域にあった災害対策や豊かな森林づくりが大切。 ○土砂災害の被害が可能な限り少なくなるような事業をしてほしい。 ○災害に強い本来の植生を回復することを探求すべき。	5	7
繁茂竹林整備 荒廃森林整備	○取り残された竹林の整備とともに竹を消費するようなシステム作り。 ○竹を減じて、森林にすべき。 ○荒廃した人工林については、自然林として再生し保全する事業。 ○年老いて山林管理も思うに任せないので、便利の悪い山林も平等に扱ってほしい。	5	1
近郊(里山)林整備 広葉樹林整備	○都市内にある小さな山にある公園の森林整備。 ○景観を良くする木を植林する事業。 ○(松くい虫被害地では)ナラやクヌギの広葉樹等の整備が重要では。 ○荒廃した人工林を落葉樹の森へ戻す取組も良いのではないか。 ○実のなる広葉樹を植林すれば、山の貯水能力や森で生きる動物が人里に降りる問題等も解決できるのでは。	2	9
花粉対策 鳥獣被害防止	○これからスギやヒノキを植えるのであれば、花粉の出ない木に変更してもらえたらうれしい。 ○スギは伐採してほしい。 ○イノシシ対策、熊出没対策。 ○野生動物と森林の調和。	5	3
森林環境教育 ボランティア 活動支援	○里山の大切さを小中高の教育現場で周知徹底させること。 ○森林整備等が土砂災害等にどのように役立つかを考える事業。 ○山川海の水体系も大切。トータルでの環境意識の向上に関する事業。 ○子どもを対象とした森林とのふれあいやボランティア活動をしては。 ○多くの元気な熟年世代の生きがいづくりとなるようなボランティア活動の機会を提供。	11	7
木(竹)材利用促進	○森林・林業分野についても、地産地消の徹底を推進。 ○間伐材の有効利用促進。(エネルギーや建築材料などへ) ○伐採した竹の二次利用、加工品の販売等。 ○バイオマス等再生可能エネルギーへの活用。	11	12
担い手育成・支援	○若者の林業就業の促進、支援 ○林業の担い手の育成 ○森林組合等森林を管理する組織の充実。 ○現役をリタイアされた方で山林の手入れをするシステム作り。	10	8
周知活動	○制度自体の周知がされていないこと、必要性が県民に問われていないことは問題と思う。 ○ポスター作成、県下の病院の待合室に掲示。 ○事業内容を紹介するVTRの制作。 ○山間部でのイベントを増やして、木に触れる機会を増やす。	14	2
その他	○森林内遊歩道・森林公園整備 ○林道の整備 ○境界対策 ○公有林化	25	13

2 市町意見聴取結果の概要

(1) 実施期間

平成 26 年 8 月 25 日(月)～9 月 5 日(金)

(2) 主な意見

○現行の公益森林整備事業及び竹繁茂防止緊急対策事業に対する評価

具体的な主な意見	件 数
・両事業とも、継続されたい	10
・鳥獣被害対策の観点からも竹林伐採は継続してほしい	3
・竹林伐採の要望が多い	7
・竹林伐採の予算枠を拡大してほしい	3
・補助要件の改正を検討されたい	2

○市町提案事業（モデル）として実施している市町事業枠の拡大に対する意見

具体的な主な意見	件 数
・事業枠拡大（市町提案事業制度創設）に異存はない	19
・地域課題に柔軟に対応できる仕組みとしていただきたい	15
・具体的な補助対象メニューを示してほしい	1
・発注方式等についても配慮されたい	2
・予算配分にあたっては、小規模市町も十分対応できるよう配慮願 いたい	2

○森林ボランティア活動支援などソフト対策に対する意見

具体的な主な意見	件 数
・森林ボランティア団体がいない、関わりが薄い	18
・竹チップパー等の資材購入に支援があるなら、自治会等に貸し出す ことは検討できる	3
・小学校で水源かん養教育に取組予定があり、支援いただけるなら 歓迎する	1
・学校の自主的な学校林整備に対するソフト的支援は可能	1
・PR活動、広報活動への協力は可能	2

3 やまぐち森林づくり推進協議会の開催概要

(1) 平成 26 年度第 1 回推進協議会

① 実施日時

平成 26 年 7 月 17 日（木）午前 9 時 30 分～午前 11 時

② 主な意見

- ・ 公益的機能発揮を目的として県民税で森林を整備することは理にかなっており、税の使途と効果も明白であり適切な取組として実施すべき。
- ・ 近年の豪雨災害を踏まえ、都市住民に森林の防災面での大切さが理解されてきており、県民税は継続が必要。
- ・ 県民税は継続すべきと考えるが、中山間地域は鳥獣被害が深刻な状況にあり、中山間地域の振興も視野に入れた取組ができないか。
- ・ 県民税関連事業のより効果的な P R を検討されたい。
- ・ 小中学生に対する森林教育を進めることが重要である。
- ・ ハード事業実施箇所については看板等で P R に努められたい。

(2) 平成 26 年度第 2 回推進協議会

① 実施日時

平成 26 年 11 月 11 日（火）午前 10 時 30 分～午前 11 時 40 分

② 主な意見

- ・ 県民税は、他の目的税と比べてもわかりやすい制度である。
- ・ 水は産業の血液であり、企業にとっても大切な取組であるため、ハード事業は継続してほしい。
- ・ 市町提案の繁茂竹林対策の取組についても拡充してもらいたい。
- ・ ソフト対策については、児童生徒等に対する森林環境教育をはじめ、ボランティアや N P O 等を対象とする地域の自主的な取組への支援に力をいれてほしい。
- ・ 県民税の周知率を高めるために、アンケート結果をさらに分析し、有効な方法を検討してほしい。

Ⅱ 第3期対策（案）について

※パブリック・コメント掲載資料

1 趣旨

森林は、木材の生産のほかに、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生活環境の保全など多面的な機能を有しており、安全で快適な県民の暮らしを守っています。

本県では、手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、「安全で快適な県民の暮らしを守るための森林整備」という視点に立った新たな森林づくりを、県民との協働により進めていくとの理念のもと、全国に先駆け、平成17年度から「やまぐち森林づくり県民税」制度を導入し、これまで2期10年間、荒廃した人工林の再生や繁茂竹林の整備、ボランティア活動に対する支援などを実施し、森林の持つ多面的機能の回復、発揮に努めてきたところです。

第2期実施期間の最終年度である本年度、県民アンケート調査や市町への意見聴取を実施した結果、アンケートでは、本制度の継続による森林づくりに9割近い賛同を得、市町からは、事業の継続と合わせ、地域特性に応じた市町事業の拡大等について多くの要望が寄せられました。

また、県民意見を反映した効果的な事業推進について協議するため、学識経験者や公募委員などで構成される『やまぐち森林づくり推進協議会』においても、本年度第1回の協議会において「県民税は継続すべき」とのご意見をいただくとともに、第2回協議会では、ハード・ソフトの両面において多様な取組の必要性についてご提言をいただきました。

このような結果を踏まえ、県としても、荒廃森林の再生をはじめとした豊かな森林づくりの一層の推進に向け、森林づくり県民税による取組を継続することが必要と考えており、このたび、「やまぐち森林づくり県民税」第3期対策（案）を策定しました。

2 第3期対策（案）

(1) 実施期間

平成27年度～31年度（5年間）

(2) 課税方式

これまでと同様、「県民税均等割の超過課税」方式とします。

(3) 税額

これまでと同様、個人の場合は年額500円、法人の場合は県民税均等割額の5%相当額（資本金等に応じて1千円から4万円）とします。

(4) 取組概要

県民アンケート調査や市町意見聴取の結果、やまぐち森林づくり推進協議会の意見等を踏まえ、第3期対策では、荒廃森林や繁茂竹林の整備を継続するとともに、新たに中山間地域の振興に向けた里山の整備など、地域課題に柔軟に対応できる市町事業を創設します。

【ハード対策】

メニュー	実施概要
森林の活力再生	
水源かん養機能又は山地災害防止機能の高い森林での実施に重点化	
森林機能回復対策	手入れが行き届かず荒廃し、森林機能の低下したスギ・ヒノキ人工林を整備
繁茂竹林対策	繁茂、拡大した竹林の伐採及び再生竹の除去により、自然林への回復を誘導
地域が育む豊かな森林づくり	
中山間地域対策	中山間地域の元気を創出するため、集落周辺の里山を一体的に明るく見通しの良い森林へ誘導する取組を支援
地域課題対策	地域課題に柔軟に対応できるよう、市町等が独自に取り組む多様な森林整備を支援

【ソフト対策】

メニュー	実施概要
地域の森林づくり活動の強化	
森林環境ボランティアリーダー養成	地域活動の中核となる指導者の育成・確保
森林環境活動サポート	市町、団体等が行う森林ボランティア活動や、地域の子ども達などを対象に実施する森林づくり活動、森林環境教育等に対する支援
県民参加の森林づくり	森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の重要性に関する普及啓発活動

【参考資料 1】

課税方式・税額

対象者	<p>○個人 県内に住所がある方 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方</p> <p>○法人 県内に事務所、事業所を持っている法人等</p>																		
税額 (上乗せ額)	<p>○個人 年額:500円</p> <p>○法人 年額:1,000円～40,000円(均等割額の5割相当額)</p> <table border="1" data-bbox="416 618 1358 902"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>県民税均等割額</th> <th>5割相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	県民税均等割額	5割相当額	50億円超	年額 800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円
資本金等の額	県民税均等割額	5割相当額																	
50億円超	年額 800,000円	40,000円																	
10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円																	
1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円																	
1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円																	
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円																	
納税方法	<p>県民税均等割に上乗せして納めていただきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>(個人)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">給与所得者 (納税義務者)</div> <p>↓ 給与から天引</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">雇用主 (特別徴収義務者)</div> <p>↓ 納入</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">個人事業者等 (納税義務者)</div> <p>↓ 納税 (納税通知書)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(法人)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">法人 (納税義務者)</div> <p>↓ 申告納付</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 300px; text-align: center;">市町</div> <div style="text-align: center;">→ 払込み →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">県</div> </div> <table border="1" data-bbox="411 1574 1430 1888" style="margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">給与所得者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>個人事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 </td> </tr> </tbody> </table>	給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 												
給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主が給与から税を天引きします。 ・雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																		
個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町から送付される納税通知書によって納税します。 ・市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																		
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 																		

【参考資料2】

取 組 概 要

区分	現 行		
	メニュー	実施主体	整備目標
ハード対策	(1)公益森林整備事業 	所有者等	2,000ha
	(2)竹繁茂防止緊急対策事業 	県	600ha
	(3)魚つき保安林等海岸林整備事業	県	5ha
	(4)豊かな森林づくり推進事業 ①フォローアップ ②地域特性モデル事業	県 市町	
ソフト対策	(1)森林づくり活動支援事業 	団体	
	(2)県民との協働による百年の森づくり推進事業 	県	

県民・市町等の意見
<p>県民アンケート・市町ヒアリング やまぐち森林づくり推進協議会意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林の災害防止機能等の回復に対する県民の期待は大きい ➤ 市町、県民の繁茂竹林対策への要望は強い ➤ 市町は地域特性を踏まえた市町事業の創設を要望 ➤ 中山間地域振興も視野に入れた取組が必要 <p>【県民アンケート結果抜粋】 引き続き実施すべき事業は？(複数回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個人 <ul style="list-style-type: none"> ①竹繁茂対策(85%) ②公益森林整備(73%) ③地域特性に対応した森林整備(58%) ◆企業 <ul style="list-style-type: none"> ①竹繁茂対策(81%) ②公益森林整備(74%) ③地域特性に対応した森林整備(53%)
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林環境教育に対する県民の期待は大きい ➤ 県民に対する効果的な普及啓発活動が必要

実施概要		
メニュー	実施主体	整備目標
<p>(1) 森林の活力再生 水源かん養又は山地災害防止機能の高い森林での実施に重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新規 森林機能回復対策 手入れが行き届かず荒廃し、森林機能の低下したスギ・ヒノキ人工林の整備を継続 ② 拡充 繁茂竹林対策 繁茂、拡大した竹林の伐採と再生竹の除去により、自然林への回復の誘導を継続 <p>(2) 地域が育む豊かな森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新規 中山間地域対策 中山間地域の元気を創出するため、集落周辺の里山を一体的に明るく見通しの良い森林へ誘導する取組を支援 <p>【期待される効果】 山地災害防止や水源かん養機能等の回復、鳥獣被害防止、景観の整備・保全、森林資源の有効活用 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 拡充 地域課題対策 地域課題に柔軟に対応できるよう、市町等が独自に取り組む多様な森林整備を支援 <p>【補助メニュー案】 海岸林等の整備、森林公園等の保全、多様な竹林整備、観光地周辺の景観整備 等</p>	所有者等 県 市町等	
<p>(1) 地域の森林づくり活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新規 森林環境ボランティアリーダー養成 研修会やボランティアミーティングを通じて、地域活動の中核となる指導者の育成・確保 ② 拡充 森林環境活動サポート 市町、団体等が行う森林ボランティア活動や、地域の子供等を対象に実施する森林づくり活動、森林環境教育活動等に対する支援 <p>(2) 県民参加の森林づくり 森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の重要性に関する普及啓発活動を継続</p>	県 市町 団体 県	

Ⅲ これまでの経過と今後のスケジュール

時 期	内 容
7月17日	◇第1回やまぐち森林づくり推進協議会 ・第2期事業実績報告 ・今後の検討スケジュール提示 ◇県民アンケート調査、市町・関係団体ヒヤリング
11月11日	◇第2回やまぐち森林づくり推進協議会 ・県民アンケート、ヒヤリング結果報告
12月22日 ～ 1月21日	◇パブリック・コメントの実施
1月26日	◇第3回やまぐち森林づくり推進協議会
3月下旬	◇第3期対策の策定・公表 ◇パブリック・コメントの結果の公表